

随意契約の状況		担当課 : 環境水道課		
		契約日 : 令和8年5月12日		
件名	契約の概要	契約期間	契約の相手方	契約金額(円) (税抜)
八雲町合葬墓記 名板設置工事	八雲町合葬墓記 名板の製作及び 取付設置	令和8年5月12日 ～ 令和8年7月31日	八雲町花浦78番地 高橋石材工業(株) 代表取締役 高橋大仁	1,140,700 (1,037,000)
随意契約とした理由及び随意契約の相手方を選定した理由				
<p>上記業者は、既設記名板を製作した者であり、記名板の材質、構造等を熟知している他、石材を使用した記名板等の加工機械、加工技術を有しているため、高橋石材工業(株)を適格者として選定した。</p> <p>よって、地方自治法第234条第2項、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び八雲町財務規則第140条第2項第1号により、その性質又は目的が競争入札に適さないものとして、随意契約とするものである。</p>				